

一般社団法人レギュラトリーサイエンス学会 社員（評議員）選出に関する規定

平成 23 年 6 月 27 日 理事会決定

平成 25 年 8 月 30 日 一部改正

（目的）

第 1 条 本規定は、一般社団法人レギュラトリーサイエンス学会（以下「本会」という。）定款第 6 条に定める社員の選出を公正かつ円滑に行うことを目的とする。

（委員会の設置と構成）

第 2 条 前条の目的を達成するため、社員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は理事会が指名する 3 名以上の委員をもって構成する。
- 3 委員会の長は委員の互選によって決定する。
- 4 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（委員会の職務）

第 3 条 委員会は社員選挙の実施及びそれに必要な事務を行う。

（選挙の公示）

第 4 条 委員会は、選挙実施に必要な事項（立候補の期間、投票の期間、開票日等）を本会ホームページに公示する。

（社員定数の決定）

第 5 条 本会運営規則第 7 条に定める社員の選出の基礎となる正会員数は、選挙公示の前月末日におけるものとする。

（選挙人又は被選挙人資格を有する者）

第 6 条 選挙人又は被選挙人資格を有する者は、選挙公示日現在、本会の正会員の資格を有し、前事業年度までの会費を完納している者とする。

（立候補）

第 7 条 社員選挙に立候補する者は、定められた期間内に、所定の方法により、委員会に届け出なければならない。

- 2 委員会は立候補者の資格を確認し、立候補者の氏名及び勤務先を記載した立候補者名簿を作成し、投票開始の 7 日前までに本会ホームページに公示する。

（選挙の方法）

第 8 条 投票はインターネットを介した投票システムにより行う。ただし、郵送による投票を希望する者は、委員会が定める期間内に申出ることによって郵送により投票することができる。

- 2 選挙はすべての候補者に対する投票をもってこれを行う。投票にあたっては、社員候補者名簿で信任する候補者について、○印を記入することとする。

（社員の決定）

第 9 条 委員会は、前条に定める選挙の結果、信任の有効得票の多い順に社員定数までの立候補者を当選者とする。同票の場合には、くじをもって決定する。

- 2 委員会は、立候補者の数が社員定数を上回らない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当選者を定めることができる。

(結果の公示)

第10条 委員会は、選出された社員の名簿を速やかに学会ホームページに公示する。

(細則)

第11条 この規定のほか、社員の選出に必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本規定は平成23年6月27日から施行する。